

徳島県告示第百七十一号

徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和四十六年徳島県条例第二十二号）第十二条第二項の規定に基づき、徳島県郷土文化会館の利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 施設の利用料金の額  
その一

区分	利用料金の額	
	午前	午後
ホール	平日	休日等
	一七、九〇〇円	二八、七五〇円
大会議室	一六、六五〇円	一九、三七〇円
	四、九一〇円	七、六一〇円
第二会議室から第六会議室まで (一室につき)	四、二〇〇円	五、五一〇円
	八〇〇円	一、三八〇円
第一楽屋から第七楽屋まで (一室につき)	五六〇円	六八〇円
	五六〇円	八〇〇円
第一控室から第三控室まで (一室につき)	五六〇円	六八〇円
	五六〇円	八〇〇円
第一茶室及び第二茶室 (一室につき)	一、〇二〇円	一、二七〇円
	一、〇二〇円	一、四九〇円
午後九時から午後五時まで	午後一時から午後五時まで	午後五時三十分から午後九時三十分まで
午後九時から午後五時まで	午後五時三十分から午後九時三十分まで	午後九時三十分から午後五時三十分まで

第一和室	一、七四〇円	二、二二〇円	二、六七〇円
第二和室	二、五六〇円	三、二六〇円	四、〇九〇円
リハーサル室	八、一九〇円	一、〇三〇円	一三、二六〇円

その二

区分	利用料金の額	
	昼間 午前九時から 午後五時まで	夜間 午後五時三十分から 午後九時三十分まで
大展示室	二七、五〇〇円	一八、七五〇円
第一展示室	五、五一〇円	三、七二〇円
第二展示室から 第十展示室まで (一室につき)	四、二〇〇円	二、八三〇円
特別展示室	一一、五七〇円	八、五三〇円

備考

1 この表その一における午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間まで引き続き使用する場合の利用料金の額は同その一の区分に応じ、同表その二における昼間から夜間まで引き続き使用する場合の利用料金の額は同その二の区分に応じたそれぞれの利用料金の額を加えて得た額(以下「合算基本額」という。)とする。

2 次の各号に掲げる場合の利用料金の額は、この表及び前項の規定にかかわらず、同表の区分に応じた利用料金の額(以下「基本額」という。)又は合算基本額に、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額(以下「行事等使用額」という。)とする。

- 一 次に掲げる催物又は行事にホール又は展示室を使用する場合 百分の七十
- イ 文化事業として行う催物で入場料(入場料、整理料その他名義のいかんを問わず入場者から徴収する入場の対価をいう。以下同じ。)を徴収しないもの
- ロ 県が参加する芸術祭その他これに類する催物で、入場料を徴収しないもの又は著しく低額の入場料(その額(入場料の額に二以上の区分がある場合にあって

ては、そのうちの最高の額をいう。以下同じ。）が、ホールを使用する場合にあつては五百円以下、展示室を使用する場合にあつては百五十円以下の入場料をいう。）を徴収するもの

八 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園が、幼児、児童、生徒又は学生の教育のために行う催物又は行事

二 徴収する入場料の額が千円を超える催物（前号八に該当するものを除く。）にホールを使用する場合

イ 千円を超え二千円以下の場合 百分の二百十

ロ 二千円を超え三千円以下の場合 百分の二百三十

ハ 三千円を超える場合 百分の二百五十

三 商品の展示若しくは販売、営業の宣伝その他これらに類する目的で施設を使用する場合又はその施設の本来の使用の目的以外の目的に施設を使用する場合（知事が別に定める場合に限る。） 百分の五百

3 次に掲げる場合の利用料金の額は、この表及び前二項の規定にかかわらず、基本額、合算基本額又は行事等使用額に二分の一を乗じて得た額（以下「準備等使用額」という。）とする。

一 ホール又は展示室を催物又は行事の準備等のために使用する場合

二 リハーサル室を県内の文化芸術の愛好者で組織する団体がリハーサルのために使用する場合

4 使用の許可に係る使用時間をやむを得ない理由により超えて使用した場合の当該超えた時間に係る利用料金の額は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額にその超えた時間（その超えた時間が一時間に満たない場合の当該満たない時間及びその超えた時間に一時間に満たない端数が生じた場合の当該端数の時間は、一時間として計算する。）を乗じて得た額とする。

一 展示室以外の施設 夜間に係る基本額、行事等使用額又は準備等使用額に百分の三十を乗じて得た額

二 展示室 基本額、行事等使用額又は準備等使用額に百分の十五を乗じて得た額

5 利用料金の額に十円に満たない端数が生じた場合の当該端数の金額は、切り捨てる。

6 この表において「休日等」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日、土曜日及び日曜日をいう。

二 施設及び演劇、音楽等の用具の利用料金の額

1 施設

区分	利用料金の額
楽屋に附置されたシャワー	一人一回につき 一〇〇円

2 演劇、音楽等の用具

(-) ホール関係用具

	区 分	単 位 (一回につき)	利用料金の額
所作台		一式	五、五一〇円
花道所作台		一式	一、三三〇円
平台		一台	三四〇円
人形浄瑠璃舞台		一式	四、〇九〇円
大臣囲い		一式	二、七三〇円
大ぜり		一式	二、〇八〇円
小ぜり		一式	九七〇円
音響反射板		一式	六、九〇〇円
松羽目		一式	二、〇八〇円
竹羽目		一式	一、三三〇円
金びょうぶ(二・七メートル)		一双	二、〇八〇円
銀びょうぶ(二・七メートル)		一双	二、〇八〇円
旗		一枚	一六〇円
毛せん		一枚	二八〇円
上敷き		一枚	二三〇円
長座布団		一枚	二八〇円
大太鼓		一組	八六〇円
雪籠		一個	五六〇円
系桜		一式	五、九七〇円
めくり板		一枚	一六〇円
地がすり		一枚	六八〇円
浅黄幕		一式	六八〇円
しゃ幕		一式	九七〇円
定式幕		一式	一、三三〇円

ドロップ	一式	二、〇八〇円
演壇	一卓	六八〇円
花台	一式	三八〇円
指揮台	一台	二三〇円
譜面台（指揮者用）	一台	一六〇円
譜面台（一般用）	一台	五〇円
司会用テーブル	一卓	二八〇円
長机	一卓	一六〇円
舞台用椅子	一脚	五〇円
式次第板（ホワイトボード）	一式	二八〇円
ピアノ（スタインウェイフルコンサート）	一台	一三、八三〇円
ピアノ（ヤマハフルコンサート）	一台	六、九〇〇円
ステージ用プロジェクター（フルハイビジョン対応）	一台	二〇、二二〇円
スクリーン	一式	二、〇八〇円
場内拡声装置	一式	二、八三〇円
補助音響調整卓	一式	一、三三〇円
ダイレクトボックス	一台	五二〇円
コンデンサーマイク	一本	一、一〇〇円
ダイナミックマイク	一本	五六〇円
ワイヤレスマイク	一本	一、三三〇円
ワイヤレスマイク（タイピン型）	一本	一、三三〇円
ステレオマイク	一本	二、二〇〇円
三点づりマイクrohon装置	一式	一、一六〇円
ブームスタンド	一本	二八〇円
ステージスピーカー	一個	六八〇円
跳ね返りスピーカー	一台	六八〇円
コンパクトディスクデッキ	一式	六八〇円

エフェクター	一式	一、八五〇円
デジタルマルチレコーディングシステム	一式	一〇、四七〇円
テープレコーダー	一台	六八〇円
デジタルレコーダー	一台	九二〇円
フットライト	一列	五六〇円
ボーダーライト	一列	六八〇円
花道用フットライト	一列	三八〇円
アップパーホリゾン	一列	六八〇円
ロアーホリゾン	一列	五六〇円
スポットライト(一・五キロワット)	一台	五〇〇円
スポットライト(一キロワット)	一台	三四〇円
スポットライト(〇・五キロワット)	一台	二八〇円
サイドつり込みスポット	一台	二八〇円
ステージスポット	一台	三八〇円
ピンスポット	一台	一、六九〇円
フットスポット	一台	二八〇円
シーリングライト	一式	一、九六〇円
トーマンタルスポット	一台	三四〇円
ミラーボール	一台	六八〇円
エフェクトマシン	一台	六八〇円
ブラックライト	一台	三八〇円
星球	一式	三八〇円
プロジェクター	一台	五六〇円
ストロボ	一台	六八〇円
カッター付きスポット	一台	六八〇円
スモークマシン	一台	三、三六〇円

(二) その他の用具

区分	単位	利用料金の額
ピアノ(スタインウェイブランド)	一台二日	一、二、六七〇円
ピアノ(ヤマハブランド)	一台二日	二、七三〇円
金びょうぶ(二・メートル)	半双二日	一、三三〇円
液晶プロジェクター	一台二日	五、五一〇円
展示台	一台二日	五〇円
展示用スポットライト	一個二日	一三〇円
ワイヤレスマイク	一式二日	一、三三〇円
マイク	一本二日	五六〇円
テープレコーダー(カセットタイプ)	一台二日	六八〇円
移動用スクリーン	一台二日	三八〇円
机	一卓二日	一三〇円
椅子	一脚二日	五〇円
旗	一枚二日	一六〇円
譜面台	一台二日	五〇円
ビデオ再生装置	一台二日	二、二二〇円

備考 2の(一)の表において「一回」とは、午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで又は午後五時三十分から午後九時三十分までの間の使用をいう。

三 適用開始年月日

令和八年四月一日